



鳥取県公報

令和5年7月13日（木）
号外第63号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 訓 令 鳥取県施行文書書式規程の一部を改正する訓令（15）（政策法務課）・・・・・・・・・・ 2
- 鳥取県職員研修規程の一部を改正する訓令（16）（職員人材開発センター）・・・・・・・・・・ 3

訓 令

鳥取県訓令第15号

鳥取県施行文書書式規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年7月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県施行文書書式規程の一部を改正する訓令

鳥取県施行文書書式規程（昭和32年鳥取県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前		
<p>別表（第5条関係） 知事の事務部局の施行文書書式 目次 略 第1～第8 略 第9 一般文書</p> <table border="1" data-bbox="215 884 494 1187"> <tr><td>略</td></tr> </table> <p>第10～第12 略</p> <p>○ 略 (ア)～(キ) 略 (ク) 所属名（発信者が<u>局</u>又は総合事務所の長以上のものに限る。）、担当名、担当者名、電話番号等を記載する。 (ケ) 略</p>	略	<p>別表（第5条関係） 知事の事務部局の施行文書書式 目次 略 第1～第8 略 第9 一般文書</p> <table border="1" data-bbox="821 884 1101 1187"> <tr><td>略</td></tr> </table> <p>第10～第12 略</p> <p>○ 略 (ア)～(キ) 略 (ク) 所属名（発信者が<u>部内局</u>又は総合事務所の長以上のものに限る。）、担当名、担当者名、電話番号等を記載する。 (ケ) 略</p>	略
略			
略			

附 則

この訓令は、鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例（令和5年鳥取県条例第26号）の施行の日から施行する。

鳥取県訓令第16号

鳥取県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年7月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員研修規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員研修規程（昭和47年鳥取県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(研修の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 特別研修は、職員がその職務を遂行するために必要な知識、技能等を習得させるため、職員の所属する本庁の局（局に相当するものを含み、課を置かない場合に限る。）、課（課に相当するものを含む。）若しくは地方機関の長（以下「所属長」という。）又は職員人材開発センター所長（以下「所長」という。）が指名した職員に対し、職員人材開発センターにおいて行う研修をいう。</p> <p>5・6 略</p> <p>(階層別研修の種類)</p> <p>第4条 階層別研修は、<u>新規採用職員、一般職員、係長、課長補佐、課長その他の職員の階層の区分に応じて行う。</u></p>	<p>(研修の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 特別研修は、職員がその職務を遂行するために必要な知識、技能等を習得させるため、職員の所属する本庁の部内局（局に相当するものを含み、課を置かない場合に限る。）、課（課に相当するものを含む。）若しくは地方機関の長（以下「所属長」という。）又は職員人材開発センター所長（以下「所長」という。）が指名した職員に対し、職員人材開発センターにおいて行う研修をいう。</p> <p>5・6 略</p> <p>(階層別研修の種類)</p> <p>第4条 階層別研修は、<u>新規採用職員研修、一般職員研修、係長研修、課長補佐研修、課長研修、現業職員研修及び臨時的任用職員研修に区分して行う。</u></p>

附 則

この訓令は、鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例（令和5年鳥取県条例第26号）の施行の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、令和5年7月13日から施行する。